

# 資格取得を、観音寺市が応援します。

就職に向けた学び直しに係る費用をサポート。  
取得した資格を、次のしごとへの一歩に。

制度名 **観音寺市資格等取得支援事業補助金**

## いくらもらえる？



資格講座の**受講料・入学料**のうち**2分の1**を補助します。

**補助上限 5万円**

対象は、雇用保険法施行規則に定める「**一般教育訓練**」の**受講料・入学料**です。  
(補助額は100円未満切捨て)



### 学び直したい

就職に向けて新しい  
資格・スキルを身につけたい方



### 再就職したい

資格を活かして、  
もう一度はたらきたい方



### ステップアップ

正社員・キャリアアップを  
目指したい方

## たとえば、こんな分野の講座が対象に

介護・福祉

医療事務

簿記・会計

宅建・不動産

IT・パソコン

語学

調理・製菓

事務・経理・ビジネス

Web・デザイン

大型免許 ほか

※ 上記は一例です。対象となるのは「一般教育訓練」の講座です。

実際の対象講座は「**教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム**」でご確認ください。



対象となる方・補助の内容・申請の方法は  
裏面で詳しくご案内しています。

お問い合わせ・申請窓口

観音寺市 経済部 商工観光課 商工労政係

TEL 0875-23-3933 FAX 0875-23-3956



市ホームページで  
「資格等取得支援」検索

## 補助の内容



**対象経費** 雇用保険法施行規則に定める「一般教育訓練」の**入学科・受講料**（補助対象経費に2分の1を乗じた額、100円未満切捨て）。

**対象外** 参考書等の購入費、受講に係る旅費・写真代・健康診断料・振込手数料

**控除** 勤務先等からの給付金等を受けている場合は、その額を除いた額が対象です。

## 対象となる方

ハローワーク（公共職業安定所）に登録している求職者で、次のすべてに当てはまる方

- ✓ 補助金の交付申請時において、観音寺市内に住所がある
- ✓ 市税の滞納がない
- ✓ 同一年度内に、この補助金の交付を受けていない（受ける予定がない）
- ✓ 暴力団員・暴力団員と密接な関係にある方でない

## 申請の流れ

- 1 対象講座を受講・修了する（一般教育訓練の修了）
- 2 必要書類を準備する（下記「申請に必要なもの」を参照）
- 3 市へ交付申請 申請書（様式第1号）に書類を添えて商工観光課へ提出
- 4 市が審査・交付決定 交付決定（不交付決定）通知書（様式第2号）でお知らせ
- 5 交付請求 交付請求書（様式第3号）を市へ提出
- 6 補助金の交付 指定口座へお振込み

## 申請に必要なもの

- ① 一般教育訓練修了証明書
- ② 補助対象経費の支払・内訳が分かる書類
- ③ ハローワークに求職登録していることが分かる書類
- ④ 印鑑（認印可）
- ⑤ 振込先が分かるもの（通帳等）
- ⑥ 勤務先等から給付金等を受けている場合は、その金額が分かる書類  
※該当者のみ

## 申請期限

一般教育訓練の修了日の  
翌日から起算して  
**12か月以内**

様式（申請書・請求書）は市ホームページからダウンロードできます。  
ご不明な点はお気軽に窓口へお問い合わせください。

お問い合わせ・申請窓口

観音寺市 経済部 商工観光課 商工労政係

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市役所本庁舎3階

TEL 0875-23-3933 FAX 0875-23-3956



市ホームページで  
「資格等取得支援」検索